

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第741号）

2024年11月18日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 上海市政府、虹橋商務区の貿易機能強化に関する措置を公表

上海市商務委員会は2024年10月11日、上海市發展改革委員会、上海虹橋国際中央商務区管理委員会と連名で『虹橋国際中央商務区における国際貿易センターの新プラットフォームの整備支援に関する若干措置』を公表しました。上海市西部に位置する虹橋国際中央商務区の貿易機能を更に強化すべく、越境ECなどの新型貿易の發展促進、貿易サービスの高度化、プラットフォームの整備などの施策を打ち出しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 金融政策

- ✓ 外国投資家の上場企業戦略投資の管理弁法  
(商務部など、11/1)

#### 産業政策

- ✓ 再生可能エネルギーの代替活動の実施強化に関する指導意見  
(国家發展改革委員会など、10/30)

#### 最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移  
(人力資源社会保障部など、24/10/1時点)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

## ■ 注目トピックス

### 上海市政府、虹橋商務区の貿易機能強化に関する措置を公表

上海市商務委員会は 2024 年 10 月 11 日、上海市発展改革委員会、上海虹橋国際中央商务区管理委員会と連名で『虹橋国際中央商务区における国際貿易センターの新プラットフォームの整備支援に関する若干措置』<sup>1</sup>(以下、措置)を公表しました。上海市西部に位置する虹橋国際中央商务区(以下、商务区)の貿易機能を更に強化すべく、越境 EC などの新型貿易の発展促進、貿易サービスの高度化、プラットフォームの整備などの施策を打ち出しました。この措置は 24 年 10 月 8 日から 29 年 10 月 7 日まで実施するとしています。

この措置の主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】 主な内容

項目	主な内容
①輸入博覧会などの波及効果の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ オフライン展示施設の展示サービスを常時利用できるようにし、商品展示やビジネスマッチング、商談会などの包括的なサービスを提供する。上海国際展覧貿易促進プラットフォーム(ウェブサイト)の整備を推進し、オンラインとオフラインが融合した展示・貿易活動の展開を促す。</li> <li>➢ 商务区における特殊食品登録届け出、CCC(中国強制認証制度)製品認証指導サービスの協力メカニズムの構築を支援し、輸入博覧会などの展示品の中国市場への導入をサポートする。</li> <li>➢ ライブコマースクラスターを作り上げ、関連企業の集積を加速させる。</li> <li>➢ ホテルや飲食、ショッピング、文化・エンタメなどの資源誘致を強化する。展示品の販売や出展企業の進出にサポートサービスを提供する。</li> <li>➢ 展示会の情報共有メカニズムを整備し、出展企業が投資企業になるための後押しをする。</li> </ul>
②新型国際貿易の発展促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 虹橋空港の税関の越境 EC 向けサービス能力を向上させる。</li> <li>➢ 商务区と上海港の協働強化を支援し、上海港における越境 EC 向け専門窓口を設ける。</li> <li>➢ デジタル貿易向けのサービス機能に焦点を当て、区内の主力デジタル企業がデジタル貿易産業連盟を設立することを奨励する。</li> <li>➢ 商务区がデータ越境移転サービスセンターを設立し、データ越境移転に係る安全性評価、個人情報越境移転の標準契約、個人情報保護認証などに関するサービスを提供することを支援する。区内企業による国際インターネットへのアクセスの利便化をサポートする。</li> <li>➢ 商务区が国際サービス能力と長江デルタ地域をカバーする機能を有するデータセンターの整備を模索することを支援する。</li> <li>➢ デジタル人民元の応用試行を推進し、貿易決済、チェーン店、観光・飲食などの分野で応用シーンを育成する。</li> <li>➢ シルクロード EC のデジタル技術応用センターを作り上げ、電子船荷証券の利用拡大、越境電子決済、電子税関の相互接続、デジタルインボイスのモデル応用拡大などの面で国際協力を展開する。</li> <li>➢ 医療サービス機関の集積を奨励する。ハイエンドな国際医療機関の誘致、外商独資医療機関の設立を支援する。</li> <li>➢ 上海技術取引所が商务区においてクロスボーダー技術取引サービスのメカニズムを構築し、問い合わせ窓口を設け、企業に対しクロスボーダー技術取引などに関するサービスを提供し、企業の海外進出と海外優良プロジェクトの導入をサポートする。</li> <li>➢ 商务区がサービス貿易とオフショア貿易の統計制度を構築することを支援する。</li> </ul>

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20241011/13be1a51abdf455790ce69687b37cbf3.html>

【図表 1】 主な内容（続き）

項目	主な内容
<p>③高度な貿易拠点などの集積加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 多国籍企業の地域本部、民営企業の統括本部、貿易型本部などのヘッドクォーターの集積を進める。</li> <li>➢ 商務区が対外投資コンサルティングサービスの拠点を設立し、企業の海外進出関連政策の指導とサービスを着実にを行うことを支援する。</li> <li>➢ 国際的影響力、標準制定権、業界発言権を有する国際業界団体、貿易促進機構、非政府組織などをより多く誘致する。</li> <li>➢ 企業向け RCEP（地域的な包括的経済連携）関連コンサルティングサービスを提供するオンラインプラットフォームの構築を加速させ、クロスボーダーサプライチェーン計画、スマート原産地判定、税務計画、クロスボーダーコンプライアンスなどのワンストップサービスを整備する。</li> <li>➢ 商務区が持分出資などの方式で、イノベーション企業の成長や企業 M&amp;A、重点プロジェクトの誘致に各種ファンドを活用することを支援する。</li> <li>➢ 本部企業や人材などの誘致に関する補助金政策の策定を支援する。</li> </ul>
<p>④専門サービス力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 商務区が金融、会計監査、コンサルティング、法律サービスなどの専門サービス業の発展に注力することを支援する。</li> <li>➢ 工業品向け EC、DX 化、専門サービス、コモディティ取引などを取り扱うプラットフォームの誘致と育成に力を入れる。</li> <li>➢ 商務区における知的財産権のサービス拠点の設立を支援し、知的財産権取引、運営管理、権利保護などに関するサービスを提供し、知的財産権及び技術成果の移転、実用化を促進する。</li> <li>➢ 検査測定、認証認可などの第三者評定サービス機関、国内外有数の ESG 関連サービス機関の誘致を支援する。</li> </ul>
<p>⑤人材誘致の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 外国人材の出入国、在留、永住及び就労、起業、生活などに対し、便利なサービスを提供する。</li> <li>➢ 区内の外国人がビジネスのため、複数回の出入国が必要である場合、数次有効の商用ビザを申請することが可能である。</li> <li>➢ 海外人員による区内の展示会などのイベントへの参加を支援する。</li> </ul>

（措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 金融政策

#### 外国投資家の上場企業戦略投資の管理弁法

(原文：外国投资者对上市公司战略投资管理办法)

商務部など2024年11月1日公表

##### 【主要内容】

- 商務部は中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局などと連名で、海外投資家の上場企業戦略投資の管理規則を公表し、海外投資家による上場企業への戦略投資に関する規制を緩和した。この規則は24年12月2日より実施する。これにより、05年版の管理規則は廃止となる。
- 戦略投資の定義について、外国投資家が協議譲渡（相対取引）、第三者割当増資、株式公開買付け（TOB）などを通じて中国上場企業のA株を取得、中長期的に保有する行為を指す。
- 上場企業への戦略投資を行う外国投資家の資格について、現行の法人限定から個人まで拡大する。
- 外国投資家に課している在外資産1億米ドル以上、または在外管理資産5億米ドル以上という条件を、それぞれ5,000万米ドル、3億米ドルに引き下げる（外国投資家が支配株主になる場合、現行の1億米ドルと5億米ドルの条件に変更無し）。
- 取得したA株のロックアップ期間について、現行の3年を12カ月に短縮する。
- 投資手法の拡大について、TOBを適用対象に盛り込む他、株式取得の代価として、海外の非上場企業の株式を充てることを可能にする。
- 協議譲渡、TOBを通じて戦略投資を行う場合、上場企業のA株取得比率の下限は現行の10%から5%に引き下げる。第三者割当増資を通じて戦略投資を行う場合、上場企業の最低持株比率の制限を撤廃した。
- 外国投資家による上場企業への戦略投資は商務主管部門による認可を不要とする。戦略投資を実施する外国投資家と上場企業は、『外商投資法』、『外商投資情報報告弁法』に基づき、商務主管部門に情報を報告する必要がある。
- 以下4つの情状は同規則の適用対象外である。①QFII（適格海外機関投資家）及び人民元QFII（RQFII）が上場企業に出資する。②外国投資家がストック・コネクト（株式相互取引）制度を通じて上場企業に出資する。③外国投資家が出資先の外資系企業（中国法人）のIPOによりA株を取得する。④中国証券監督管理委員会の規定を満たす外国人が流通市場で上場企業の株式を売買する、またはインセンティブストックオプションにより上場企業の株式を取得する。
- 外国投資家による店頭市場「新三板」への戦略投資は同規則を適用する。
- 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地域の投資家、国外に定住する中国人による上場企業への戦略投資は、同規則を適用する。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2024/art\\_9d4358ea03fd44b9b454e93ea85d8ceb.html](https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2024/art_9d4358ea03fd44b9b454e93ea85d8ceb.html)

### 産業政策

#### 再生可能エネルギーの代替活動の実施強化に関する指導意見

(原文：关于大力实施可再生能源替代行动的指导意见)

发改能源〔2024〕1537号

国家发展改革委员会など2024年10月30日公表

##### 【主要内容】

- 国家发展改革委员会は工業情報化部、国家エネルギー局などと連名で、再生可能エネルギー（以下、再エネ）の代替利用を促進する指針を公表した。
- 国内の再エネ消費量について、25年は11億TCE（標準石炭換算トン）以上、30年には15億TCE以上に達することを旨とする。

- 砂漠地域を中心に大型風力発電基地の建設を加速し、海上風力発電のクラスター化を推進する。
- 再エネ資源の評価、出力予測、スマート調整能力の向上を加速させる。立地条件に応じ、バイオガスとバイオディーゼル、バイオ石炭などのグリーン燃料を発展させ、再エネによる水素製造を積極的に発展させる。海洋エネルギーや温度差エネルギーなどの大規模な利用を推進する。
- スマートグリッドなどの再エネ関連インフラの整備を加速させる。熱、ガス供給配管網及び水素エネルギー供給ネットワークなどのインフラ整備とアップグレードに注力し、パイプラインの相互接続を強化し、電力以外の再エネをより多く導入する。
- 金属製錬、鋳造、建材、ガラス、非鉄、化学工業などの重点業界に電気炉などの技術を普及する。製紙、捺染、食品加工などの分野における低温排熱利用の普及を加速する。アンモニア合成、メタノール合成、石油化学、鉄鋼などの分野で低炭素水素の大規模な代替利用を奨励する。
- 交通輸送や建築、農業、新型インフラ（5G基地局やデータセンター等）などの分野における再エネの利用拡大を後押しする。
- この他、再エネ関連標準や法令規則の整備、グリーン製品認証目録の拡大、「一帯一路」関連国との連携強化などにも言及。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202410/t20241030\\_1394119.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202410/t20241030_1394119.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 中国各地の月額最低賃金

湖南省は24年9月、吉林省と雲南省は同年10月1日より月額最低賃金を引き上げました。

24年10月1日時点の中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金は下表の通りです。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
華北	北京	2023年9月	2,420	2,420	2,320	2,320	2,200
	天津	2023年11月	2,320	2,180	2,180	2,180	2,050
	河北	2023年1月	2,200	2,200	1,900	1,900	1,900
	山西	2023年4月	1,980	1,980	1,880	1,880	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,980	1,980	1,760
東北	黒龍江	2024年5月	2,080	1,860	1,860	1,860	1,680
	吉林	2024年10月	2,120	1,880	1,880	1,880	1,780
	遼寧	2024年5月	2,100	1,910	1,910	1,910	1,810
華東	上海	2023年7月	2,690	2,690	2,590	2,590	2,480
	江蘇	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	(蘇州)	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,020
	浙江	2024年1月	2,490	2,280	2,280	2,280	2,010
	山東	2023年10月	2,200	2,200	2,100	2,100	1,910
	福建	2022年4月	2,030	2,030	2,030	1,800	1,800
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,300	2,300	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,360	2,360	2,200
	広西	2023年11月	1,990	1,810	1,810	1,810	1,810
	海南	2023年12月	2,010	1,830	1,830	1,830	1,670
中部	河南	2024年1月	2,100	2,000	2,000	1,900	1,900
	安徽	2023年3月	2,060	2,060	1,650	1,650	1,550
	江西	2024年4月	2,000	1,850	1,850	1,850	1,680
	湖北	2024年2月	2,210	2,010	2,010	2,010	1,750
	湖南	2024年9月	2,100	1,930	1,930	1,700	1,700
西北	陝西	2023年5月	2,160	2,160	1,950	1,950	1,800
	甘肅	2023年11月	2,020	1,820	1,820	1,820	1,620
	寧夏	2024年3月	2,050	1,950	1,950	1,950	1,660
	青海	2023年2月	1,880	1,880	1,700	1,700	1,700
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,820
西南	重慶	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,800	1,800
	四川	2022年4月	2,100	2,100	2,100	1,780	1,780
	貴州	2023年2月	1,890	1,890	1,790	1,790	1,790
	雲南	2024年10月	2,070	1,990	1,670	1,670	1,670
	チベット	2023年10月	2,100	2,100	1,850	1,850	1,650

※24年以外の金額は23年12月31日時点の基準額(人力資源社会保障部などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

現時点金額の詳細については以下のリンクをご参照ください。

[https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi\\_/fwyd/202410/t20241012\\_527228.html](https://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/laodongguanxi_/fwyd/202410/t20241012_527228.html)



【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。